

意見書案第 4 号

政府による辺野古公有水面埋め立て申請に抗議する意見書

沖縄防衛局は3月22日、米軍普天間飛行場の辺野古移設に向けた公有水面埋め立て承認申請書を県北部土木事務所に提出した。

申請書を受け取った北部土木事務所の職員によると、スーツ姿や作業服姿の防衛局職員6人が段ボール5箱を、受付担当である維持管理班にではなく庶務班に持ち込み、その後所長室に運んだという。持ち込んだ人物は名も言わず、名刺も置かず、わずか1、2分で立ち去ったとのことである。対応した職員は「一瞬の事だった」とびっくりし、持ち込んだ直後に県庁から「今から提出に行くようだ」との電話が入ったと説明している。報道によると小野寺防衛相は「提出に必要な名護漁業協同組合との合意ができ、速やかに提出した」と提出した理由を説明している。

今回の突然の提出劇に、何も知らされていなかった仲井眞知事は驚きの声を上げ、稲嶺市長は「不意打ちだ」「強権的な政府のあり方を断じて許すわけにはいかない」と強く憤った。この抜き打ち的手法は2011年12月28日の未明にアセス評価書を県庁守衛室に持ち込んだのと同様、県民、名護市民の目を欺く暴挙であり断じて容認できるものではない。

また、仲井眞知事が普天間飛行場の県外移設を求め、県内全市町村長と全議会議長が安倍首相に「建白書」で県外移設を求めてきた中で埋め立て申請に踏み切った政府の行為は県民を愚弄するものであり断じて許せるものではない。

政府の狙いは沖縄県民、名護市民の頭越しに基地建設を押しつける暴挙にほかならず強い憤りを禁じえない。

よって、名護市議会は政府の辺野古公有水面埋め立て申請に強く抗議するとともに、下記の事項を速やかに実行することを申入れる。

記

- 1 普天間飛行場の辺野古移設のための公有水面埋め立て申請を撤回すること。
- 2 普天間飛行場の辺野古移設計画を撤回すること。
- 3 普天間飛行場を即時閉鎖・撤去し、県内移設を断念すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月26日

沖縄県名護市議会

宛先：内閣総理大臣、防衛大臣、衆議院議長、参議院議長、沖縄防衛局長、沖縄県知事